

預り金等の取扱いに関する規程

(平成二十五年五月三十一日会規第九十七号)

改正 平成二九年 三月 三日

(目的)

第一条 この規程は、弁護士又は弁護士法人である会員(以下「会員」という。)が職務に関して預かり保管する金(以下「預り金」という。)及び預貯金(以下「預り預貯金」という。)の取扱いの適正を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(流用の禁止)

第二条 会員は、預り金及び預り預貯金を預かり保管した目的以外に使用してはならない。

(預り金口座の開設)

第三条 会員は、預り金の保管に備えるため、預り金のみを管理する専用の口座(以下「預り金口座」という。)を、銀行その他の金融機関に開設しなければならない。ただし、高齢、留学等の理由により職務を行っていないとき、組織内弁護士(弁護士職務基本規程(会規第七十号)第五十条に規定する組織内弁護士をいう。)で

- 1 -

あつて個人で事件を受任することが禁じられているときその他の預り金を保管する可能性が長期にわたりないときは、この限りでない。

2 預り金口座の口座名義には、預り金、預り口、預り金口その他の預り金口座であることを明示する文字を用いなければならない。ただし、銀行その他の金融機関が預り金口座であることを明示する文字を用いた口座名義で口座を開設することに応じないときは、この限りでない。

3 会員は、全ての預り金口座(特定の依頼者又は事件に係るものを除く。)について、次に掲げる事項を所属弁護士会に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

一 銀行その他の金融機関及び店舗の名称

二 預貯金の種類

三 口座名義

四 口座名義に預り金口座であることを明示する文字を用いないときは、その理由

五 口座番号

4 会員は、第一項ただし書の規定により預り金口座を開設しないときは、預り金口座を開設しない旨及びその理由を所属弁護士会に届け出なければならない。

- 2 -

(預り金の保管方法)

第四条 会員は、預り金を保管するときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管しなければならない。

2 会員は、一の事件又は一の依頼者について預り金の総額が五十万円以上となった場合において、当該預り金を十四営業日（日本銀行の休日を除いた日をいう。）以上にわたり保管するときは、当該預り金のうち五十万円以上の額を、預り金口座で保管しなければならない。

(通知義務)

第五条 会員は、依頼者のために相手方その他利害関係人から預り金を受領したとき（官公署の委嘱によるものを除く。）は、遅滞なく、依頼者にその旨を通知しなければならない。

(預り証)

第六条 会員は、依頼者から預り金を受領し、又は預り預貯金に係る通帳等の引渡しを受けたとき（官公署の委嘱によるものを除く。）は、依頼者に対し、預り証を發行しなければならない。ただし、口座振込みの方法で預り金を受領した場合にあっては、依頼者の請求があったときに限る。

- 3 -

(記録義務)

第七条 会員は、預り金及び預り預貯金を保管するに当たり、入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の用途を記録しなければならない。

2 会員は、前項に規定する記録を、当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了した後三年間保存しなければならない。

(収支報告)

第八条 会員は、依頼者の請求があつたとき、及び当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了したとき（官公署の委嘱による職務が終了したときを除く。）は、依頼者に対し、入出金の概要を記載した書面により、預り金及び預り預貯金の収支について報告しなければならない。

(弁護士会による照会)

第九条 弁護士会は、所属する会員について、預り金若しくは預り預貯金を返還しないことを理由とする懲戒の請求若しくは紛議調停の申立てがあつたとき、預り金若しくは預り預貯金の返還に関する苦情が三箇月間に三回（同一の者からの同一の案件に係る苦情は一回とみなす。）以上あつたとき、又は第二条から前条までの規定

- 4 -

に違反すると思料する相当の理由があるときは、当該会
員に対し、預り金及び預り預貯金の保管状況全般につい
て、次に掲げる事項を照会し、調査することができる。

一 預り金及び預り預貯金に係る入出金の年月日及び金
額並びに入金の目的及び出金の使途

二 預り金口座の開設の有無及び預り金口座を開設して
いる場合にあつては当該預り金口座に係る次に掲げる
事項、預り金口座を開設していない場合にあつてはそ
の理由

イ 銀行その他の金融機関及び店舗の名称

ロ 預貯金の種類

ハ 口座名義

ニ 口座名義に預り金口座であることを明示する文字
を用いないときは、その理由

ホ 口座番号

三 預り預貯金の保管の有無及び預り預貯金を保管して
いる場合にあつては当該預り預貯金に係る次に掲げる
事項

イ 銀行その他の金融機関及び店舗の名称

ロ 預貯金の種類

ハ 口座名義

- 5 -

二 口座番号

四 第四条に規定する保管方法の実施の有無

五 第五条に規定する通知の有無

六 第六条に規定する預り証発行の有無

七 前条に規定する収支報告の有無

(照会に対する回答義務)

第十条 会員は、前条の規定による照会を受けたときは、
弁護士会に対し、速やかに、預り金又は預り預貯金に
関する帳簿、通帳その他の第七条に規定する記録の写
し(当該記録が電磁的記録をもって作成されていると
きは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面に印刷
したもの)を添付して、書面で回答しなければならな
い。ただし、依頼者、相手方その他利害関係人の氏名、
経緯等事件の内容に関わる事項が記録に含まれている
場合は、当該事項を伏せて回答することができる。

(弁護士会の措置等)

第十一条 弁護士会は、前条に規定する回答に基づき調査
した結果、相当と認めるときは、次に掲げるいずれか
又は各号の措置を採る。

一 当該会員に助言すること。

二 当該会員について懲戒の事由があると思料するとき

- 6 -

は、懲戒の手續に付し、弁護士会の綱紀委員会に事案の調査をさせること。

2 弁護士会は、前項第一号の措置を採った会員に対し、助言に応じた措置の実施状況を報告するよう求めることができる。

3 前項の規定により報告を求められた会員は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 弁護士会は、所属する会員が前条に規定する回答をしないときは、当該会員を懲戒の手續に付し、弁護士会の綱紀委員会に事案の調査をさせることができる。

(秘密の保持)

第十二条 弁護士会の役員及び職員は、第三条第三項若しくは第四項又は第十条の規定により知り得た会員の預り金及び預り預貯金に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この規程は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三日改正)

1 第三条、第九条、第十一条第四項(新設)及び第十二条の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 第三条第二項の改正規定の施行の際現に開設している預り金口座については、第三条第二項の改正規定の施行の日から三年間は、当該預り金口座の口座名義に預り金口座であることを明示する文字を用いないことができる。